

宅地建物取引業に関する電子申請に係るよくある問合せ

Q 1 電子申請システム（eMLIT）とはどのようなものですか。

国土交通省が各種申請等のオンライン化のため導入しているシステムです。
電子申請システムの概要、マニュアル、操作説明動画は、以下の国土交通省 web サイトをご覧ください。

[eMLIT（国土交通省手続一環処理システム）（外部サイトへリンク）](#)

Q 2 電子申請できる手続について、教えてください。

宅建業免許関係	宅建士関係
・ 宅地建物取引業の更新免許申請※1 ・ 宅地建物取引業名簿登載事項の変更届 ・ 業務を行う場所の届出（宅建業法第50条第2項） ・ 宅地建物取引業の新規免許申請 ・ 廃業等届出※2 ・ 宅地建物取引業者免許証再交付申請 ・ 営業保証金供託済届出 ・ 宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請	・ 宅地建物取引士の登録申請 ・ 宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請 ・ 宅地建物取引士の登録移転申請 ・ 宅地建物取引士の死亡等届出※3 ・ 宅地建物取引士の登録消除申請※3

※1 免許更新申請について、提出期限（期間満了の30日前）を過ぎたものは電子申請の対象外となりますのでご注意ください。

※2 電子申請のみでは完結しません。電子申請で届出を行った場合であっても、郵送にて必ず「免許証」を返納してください。

※3 電子申請のみでは完結しません。電子申請で届出を行った場合であっても、郵送にて必ず「宅地建物取引士証」を返納してください。

Q 3 電子申請を利用するには何が必要ですか。

電子申請にはG ビズ ID（プライム又はメンバー）又はe-MLIT アカウントが必要です。登録にあたり数日を要するため、余裕をもって取得してください。

eMLIT で申請を提出するためには、アカウントを取得する必要があります。

[G ビズ ID サイト（デジタル庁）（外部サイトへリンク）](#)

※G ビズ ID サイトで、G ビズ ID アカウントを取得し、G ビズ ID プライムアカウントを利用したサインインが必要となります。

Q 4 電子申請の際に、窓口に行く必要はありますか。

従来、新規申請の際は、窓口のみで受付をしていましたが、電子申請の場合、窓口まで出向く必要はなくなりました。

なお、窓口で必要書類を確認したい場合など、窓口においても申請対応も行っております。

Q 5 従来どおりの紙での申請も受け付けていますか。

紙での申請も従来どおり受け付けています。紙で申請を行う場合、窓口での提出や郵送での提出となります。

Q 6 行政書士などの代理人により申請を行うことはできますか。

可能です。委任状や代理権限を示す書類を添付してください。なお、代理人の連絡先を正しく登録し、補正通知を受け取れるようにしてください。

Q 7 手数料の支払いはどのようにしたらいいですか。

電子申請を利用する場合、いばらき電子申請・届出サービスを利用して納付（キャッシュレス納付）していただきます。

こちらから、申請書に記載のメールアドレス宛に、納付方法についてご案内しますので、案内に従い手数料を納付願います。

なお、宅地建物取引業免許申請に係る手数料について、電子申請の場合26,500円で、紙申請（33,000円）の場合と異なります。

※書面上の申請者とシステム上の支払者の名義を一致させるようにしてください。

また、支払い後の返金や領収書の発行はできませんので、ご注意ください。

Q 8 申請に必要な添付書類は、どのように提出したらいいですか。

各必要添付書類は、様式ダウンロードページ（革新性案内ページ）よりダウンロード、適宜必要な書類を作成のうえ、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）申請画面上にて、該当箇所へアップロードしてください。

アップロード該当箇所がない書類は、「その他添付書類」にアップロードしてください。

Q 9 身分証明書や納税証明書等の公的機関が発行する書類の提出は、どのようにしたらいいですか。

公的機関が発行する書類は、申請日前3カ月以内に発行されたものがが必要です。原本を電子ファイルにし、該当箇所へアップロードしてください。

Q10 申請の進捗状況はどこで確認できますか。

ログイン後のマイページで申請状況を確認できます。「審査中」「補正中」「完了」などのステータスが表示されます。

Q11 補正依頼はどのように通知されますか。

e-MLIT システム上のメッセージと登録メールアドレス宛に通知されます。見落とし防止のため、迷惑メール設定に注意してください。

Q12 申請内容を修正したい場合はどうすればよいですか。

送信前は自由に修正できます。送信後に誤りが判明した場合は、補正指示を待ってから修正・再送信してください。

Q13 補正期限を過ぎるとどうなりますか。

補正期限までに対応がない場合、申請が取下げ扱いとなることがあります。早めに対応してください。

Q14 申請の副本を受け取ることはできるか。

電子申請の場合、副本（控え）はお渡しできません。必要に応じて各自申請画面を印刷する等の対応をお願いします。

Q15 問合せ先を教えてください。

システム（eMLIT）については、以下に問い合わせてください。

[国土交通省（外部サイトへリンク）](#)

申請手続については、以下に問い合わせてください。

茨城県土木部都市局建築指導課監察・免許G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電話番号：029-301-4722

FAX 番号：029-301-4739